

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】2
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】1 2
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】1 4
- 徴収事務の委託【保健福祉局保健衛生部食肉センター】1 5
- 収納事務の委託【産業経済局農林水産部総合農事センター】1 6

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（7 件）【技術監理局契約部契約課】1 7

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】5 2
- 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】5 3

◇ 公営競技局

- 北九州市モーターボート競走制裁審議会議事規程を廃止する規程【公営競技局ボートレース事業課】5 4
- 北九州市モーターボート競走実施条例施行規程【公営競技局ボートレース事業課】5 5

北九州市告示第 2 1 7 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、市民センターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 5 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

市民センターの名称	受 託 者		委託期間
	名 称	住 所	
北九州市立老松市民センター	老松まちづくり 連合協議会 会長 門井 豊	北九州市門司区 庄司町 4 番 1 6 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立清見市民センター	清見まちづくり 協議会 会長 山下洋介	北九州市門司区 清見三丁目 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立清見市民センター古城 市民サブセンター	古城まちづくり 協議会 会長 増田英司	北九州市門司区 浜町 6 番 2 5 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立小森江西市民センター	小森江西校区ま ちづくり自治連 合会 会長 吉 田浩二	北九州市門司区 矢筈町 5 番 4 2 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立小森江東市民センター	小森江東まちづ くり協議会 会 長 中原 稔	北九州市門司区 風師三丁目 9 番 2 0 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立白野江市民センター	白野江まちづく り協議会 会長 望月逸郎	北九州市門司区 白野江二丁目 1 3 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立大里東市民センター	大里東まちづく り協議会 会長 佐々木二郎	北九州市門司区 下二十町 3 番 7 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立大里南市民センター	大里南まちづく り協議会 会長 中園龍一	北九州市門司区 原町別院 1 3 番 2 7 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立大里柳市民センター	大里柳まちづく り協議会 会長 吉野益生	北九州市門司区 高田二丁目 2 番 1 8 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立田野浦市民センター	田野浦まちづく り協議会 会長 西岡宏文	北九州市門司区 新開 6 番 1 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立東郷市民センター	大積校区まちづ くり協議会 会 長 小田穂積	北九州市門司区 黒川西一丁目 3 番 2 6 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで

北九州市立 東郷市民セ ンター柄杓 田市民サブ センター	柄杓田まちづく り協議会 会長 長谷和夫	北九州市門司区 大字柄杓田 1 4 0 7 番地 1	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 錦町市民セ ンター	錦町まちづくり 協議会 会長 藤崎孝一	北九州市門司区 清滝三丁目 5 番 5 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 西門司市民 センター	西門司校区まち づくり協議会 会長 國房照基	北九州市門司区 稲積一丁目 3 番 2 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 萩ヶ丘市民 センター	萩ヶ丘まちづく り協議会 会長 渡邊 悟	北九州市門司区 大里戸ノ上三丁 目 8 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 藤松市民セ ンター	藤松まちづくり 協議会 会長 上西禮治	北九州市門司区 上藤松二丁目 3 番 3 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 松ヶ江北市 民センター	松ヶ江北まちづ くり協議会 副 会長 古田伸吉	北九州市門司区 大字畑 9 0 3 番 地	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 松ヶ江北市 民センター 伊川市民サ ブセンター	伊川まちづくり 協議会 会長 樋口恵二	北九州市門司区 大字伊川 1 4 6 2 番地 1	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 松ヶ江南市 民センター	松ヶ江南校区ま ちづくり協議会 会長 松本征 幸	北九州市門司区 吉志新町二丁目 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 丸山市民セ ンター	丸山まちづくり 協議会 会長 赤野敬一	北九州市門司区 長谷一丁目 1 4 番 2 8 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 足原市民セ ンター	足原校区まちづ くり協議会 会 長 岩村秀喜	北九州市小倉北 区足原二丁目 8 番 3 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 足立市民セ ンター	足立校区まちづ くり協議会 会 長 緒方直文	北九州市小倉北 区宇佐町一丁目 8 番 1 5 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 泉台市民セ ンター	泉台校区まちづ くり協議会 会 長 村上隆彦	北九州市小倉北 区真鶴一丁目 5 番 1 5 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 到津市民セ ンター	到津校区まちづ くり協議会 会 長 村上嗣英	北九州市小倉北 区下到津四丁目 3 番 2 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで

北九州市立 井堀市民セ ンター	井堀校区まちづ くり協議会 会 長 佐々木一夫	北九州市小倉北 区井堀三丁目 1 5 番 2 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 今町市民セ ンター	今町校区まちづ くり協議会 会 長 福丸清生	北九州市小倉北 区今町三丁目 1 9 番 2 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 北小倉市民 センター	中井校区北小倉 まちづくり協議 会 会長 廣木 直利	北九州市小倉北 区中井一丁目 1 0 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 貴船市民セ ンター	貴船校区まちづ くり協議会 会 長 醒井重政	北九州市小倉北 区白銀一丁目 5 番 8 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 清水市民セ ンター	清水校区まちづ くり協議会 会 長 富村 修	北九州市小倉北 区弁天町 6 番 5 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 霧丘市民セ ンター	霧丘校区まちづ くり協議会 会 長 石橋明一	北九州市小倉北 区黒原二丁目 3 0 番 3 0 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 小倉中央市 民センター	小倉中央市民セ ンター運営委員 会 運営委員長 肝付太郎	北九州市小倉北 区堺町二丁目 4 番 2 4 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 小倉中央市 民センター 藍島市民サ ブセンター	藍島校区まちづ くり協議会 会 長 濱崎 勉	北九州市小倉北 区大字藍島 2 4 3 番地の 3	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 桜丘市民セ ンター	桜丘校区まちづ くり協議会 会 長 三好 孝	北九州市小倉北 区上富野五丁目 6 番 2 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 三郎丸市民 センター	三郎丸校区まち づくり協議会 会長 木村年伸	北九州市小倉北 区熊本一丁目 1 2 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 寿山市民セ ンター	寿山校区まちづ くり協議会 会 長 黒本文雄	北九州市小倉北 区大畠三丁目 1 0 番 2 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 富野市民セ ンター	富野校区まちづ くり協議会 会 長 梅野秀麻呂	北九州市小倉北 区須賀町 6 番 2 3 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 中井市民セ ンター	中井校区まちづ くり協議会 会 長 後藤昭二	北九州市小倉北 区井堀二丁目 7 番 4 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立	中島校区まちづ	北九州市小倉北	令和 7 年 4 月 1 日か

中島市民センター	くり協議会 会長 荻北憲佳	区昭和町16番2号	令和8年3月31日まで
北九州市立西小倉市民センター	西小倉校区まちづくり協議会 会長 日高 徹	北九州市小倉北区大門一丁目5番2号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
北九州市立日明市民センター	日明校区まちづくり協議会 会長 嘉村正隆	北九州市小倉北区日明四丁目3番7号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
北九州市立南丘市民センター	南丘校区まちづくり協議会 会長 梶 務	北九州市小倉北区熊谷一丁目26番15号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
北九州市立南小倉市民センター	南小倉校区まちづくり協議会 会長 三浦明德	北九州市小倉北区新高田一丁目10番3号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
北九州市立長行市民センター	長行校区まちづくり協議会 会長 松村信二	北九州市小倉南区徳吉西三丁目3番16号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
北九州市立企救丘市民センター	企救丘校区まちづくり協議会 会長 佐藤 稔	北九州市小倉南区徳力四丁目17番5号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
北九州市立北方市民センター	北方校区まちづくり協議会 会長 森谷一久	北九州市小倉南区北方二丁目16番10号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
北九州市立朽網市民センター	朽網校区まちづくり協議会 会長 目良公昭	北九州市小倉南区朽網西三丁目6番39号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
北九州市立葛原市民センター	葛原校区まちづくり協議会 会長 廣松謙治	北九州市小倉南区葛原本町三丁目4番34号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
北九州市立広徳市民センター	広徳校区まちづくり協議会 会長 安東吉松	北九州市小倉南区徳力六丁目3番2号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
北九州市立志井市民センター	志井校区まちづくり協議会 会長 入江 司	北九州市小倉南区大字志井279番地	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
北九州市立城野市民センター	城野校区まちづくり協議会 会長 中杉長男	北九州市小倉南区富士見三丁目1番3号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
北九州市立曾根市民センター	曾根校区まちづくり協議会 会長 松井清記	北九州市小倉南区中曾根三丁目9番7号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
北九州市立曾根東市民センター	曾根東校区まちづくり協議会 会長 三郎丸正	北九州市小倉南区下曾根四丁目22番3号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

	熙		
北九州市立 高蔵市民セ ンター	高蔵校区まちづ くり協議会 会 長 神代秀則	北九州市小倉南 区上吉田三丁目 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 田原市民セ ンター	田原校区まちづ くり協議会 会 長 川崎保幸	北九州市小倉南 区田原三丁目 1 6 番 3 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 徳力市民セ ンター	徳力校区まちづ くり協議会 会 長 久留島慶子	北九州市小倉南 区南方二丁目 5 番 3 7 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 長尾市民セ ンター	長尾校区まちづ くり協議会 会 長 吉本 保	北九州市小倉南 区長行西一丁目 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 貫市民セン ター	貫校区まちづく り協議会 会長 嶋津政美	北九州市小倉南 区西貫一丁目 1 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 沼市民セン ター	沼校区まちづく り協議会 会長 時枝誠二	北九州市小倉南 区沼緑町四丁目 2 8 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 東朽網市民 センター	東朽網校区まち づくり協議会 会長 利光 央	北九州市小倉南 区大字朽網 1 2 1 5 番地 1	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 東谷市民セ ンター	東谷地区まちづ くり協議会 会 長 田村章憲	北九州市小倉南 区大字木下 7 0 4 番地 1	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 守恒市民セ ンター	守恒校区まちづ くり協議会 会 長 松岡汲子	北九州市小倉南 区守恒二丁目 8 番 3 6 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 湯川市民セ ンター	湯川校区まちづ くり協議会 会 長 村内 実	北九州市小倉南 区湯川一丁目 8 番 3 3 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 横代市民セ ンター	横代校区まちづ くり協議会 会 長 小清水栄	北九州市小倉南 区横代東町四丁 目 1 3 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 吉田市民セ ンター	吉田校区まちづ くり協議会 会 長 大口 力	北九州市小倉南 区中吉田六丁目 2 7 番 5 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 両谷市民セ ンター	両谷まちづくり 協議会 会長 中村正史	北九州市小倉南 区徳吉南一丁目 6 番 1 0 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 若園市民セ ンター	若園校区まちづ くり協議会 会 長 大久保孝	北九州市小倉南 区若園四丁目 1 番 5 0 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立	青葉地区まちづ	北九州市若松区	令和 7 年 4 月 1 日か

青葉市民センター	くり協議会 会長 今村史子	青葉台西一丁目 14番1号	令和8年3月31 日まで
北九州市立 赤崎市民セ ンター	小石・赤崎校区 まちづくり協議 会 会長 鈴木 勝	北九州市若松区 西小石町8番2 号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 島郷市民セ ンター	島郷まちづくり 連絡協議会 会 長 梅田 繁	北九州市若松区 鴨生田二丁目1 番1号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 修多羅市民 センター	修多羅地区まち づくり協議会 会長 東脇政博	北九州市若松区 白山一丁目9番 13号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 高須市民セ ンター	高須地区まちづ くり協議会 会 長 志多田宏	北九州市若松区 高須北一丁目1 番2号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 ひびきの市 民センター	ひびきの地区ま ちづくり協議会 会長 西之原 鉄也	北九州市若松区 ひびきの北8番 28号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 深町市民セ ンター	深町校区まちづ くり協議会 会 長 篠原幸枝	北九州市若松区 深町一丁目2番 12号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 藤ノ木市民 センター	藤ノ木校区まち づくり協議会 会長 中嶋繁行	北九州市若松区 赤島町20番1 3号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 二島市民セ ンター	二島校区まちづ くり協議会 会 長 内藤達次郎	北九州市若松区 東二島二丁目7 番3号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 古前市民セ ンター	古前地区まちづ くり協議会 会 長 結城章生	北九州市若松区 古前一丁目28 番23号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 若松中央市 民センター	若松中央校区ま ちづくり協議会 会長 長澤尊 房	北九州市若松区 浜町一丁目1番 2号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 祝町市民セ ンター	祝町まちづくり 協議会 会長 田中愼一	北九州市八幡東 区宮の町二丁目 2番10号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 枝光市民セ ンター	枝光まちづくり 協議会 会長 森本三千雄	北九州市八幡東 区日の出一丁目 5番11号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 枝光北市民 センター	枝光北まちづく り協議会 会長 宮田和明	北九州市八幡東 区枝光二丁目8 番5号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで

北九州市立 枝光南市民 センター	枝光一区まちづ くり協議会 会 長 野口康行	北九州市八幡東 区中央三丁目 9 番 5 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 大蔵市民セ ンター	大蔵まちづくり 協議会 会長 西村 勤	北九州市八幡東 区大蔵二丁目 1 番 4 0 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 尾倉市民セ ンター	尾倉まちづくり 協議会 会長 前田賢一	北九州市八幡東 区尾倉一丁目 1 5 番 2 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 尾倉市民セ ンター天神 市民サブセ ンター	尾倉まちづくり 協議会 会長 前田賢一	北九州市八幡東 区尾倉一丁目 1 5 番 2 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 陣山市民セ ンター	陣山まちづくり 協議会 会長 伊藤憲司	北九州市八幡東 区桃園三丁目 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 高槻市民セ ンター	高槻まちづくり 協議会 会長 川崎一司	北九州市八幡東 区中畑二丁目 5 番 2 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 高見市民セ ンター	高見まちづくり 協議会 会長 伊藤一義	北九州市八幡東 区高見二丁目 8 番 2 0 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 槻田市民セ ンター	槻田まちづくり 協議会 会長 林田祐子	北九州市八幡東 区松尾町 1 9 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 平野市民セ ンター	平野まちづくり 協議会 会長 高田隆一	北九州市八幡東 区桃園四丁目 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 前田市民セ ンター	前田まちづくり 協議会 会長 牟田 宏	北九州市八幡東 区祇園一丁目 5 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 八幡大谷市 民センター	八幡大谷まちづ くり協議会 会 長 畠中聡之	北九州市八幡東 区中央二丁目 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 青山市民セ ンター	青山まちづくり 協議会 会長 野中利郎	北九州市八幡西 区青山二丁目 1 番 3 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 赤坂市民セ ンター	赤坂まちづくり 協議会 会長 横田弘道	北九州市八幡西 区星和町 2 8 番 2 6 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 浅川市民セ ンター	浅川まちづくり 協議会 会長 舟木ヤス子	北九州市八幡西 区浅川日の峯二 丁目 1 番 1 0 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで

北九州市立 穴生市民セ ンター	穴生地区まちづ くり協議会 会 長 吉田泰一	北九州市八幡西 区鷹の巣三丁目 3番1号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 池田市民セ ンター	池田まちづくり 協議会 会長 永野 浩	北九州市八幡西 区茶屋の原一丁 目6番3号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 医生丘市民 センター	医生丘まちづく り協議会 会長 水ノ江光義	北九州市八幡西 区千代ヶ崎一丁 目12番15号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 永犬丸市民 センター	永犬丸まちづく り協議会 会長 上赤義信	北九州市八幡西 区美原町9番2 号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 永犬丸西市 民センター	永犬丸西まちづ くり協議会 会 長 石倉廣夫	北九州市八幡西 区永犬丸西町四 丁目21番13 号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 大原市民セ ンター	大原まちづくり 協議会 会長 白砂 稔	北九州市八幡西 区上上津役三丁 目21番21号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 折尾西市民 センター	折尾西まちづく り協議会 会長 木村栄久	北九州市八幡西 区日吉台一丁目 22番20号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 折尾東市民 センター	折尾東まちづく り協議会 会長 茂岡重男	北九州市八幡西 区光明二丁目2 番50号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 香月市民セ ンター	香月まちづくり 協議会 会長 中村 弘	北九州市八幡西 区香月中央一丁 目7番1号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 香月市民セ ンター香月 西部市民サ ブセンター	香月まちづくり 協議会 会長 中村 弘	北九州市八幡西 区香月中央一丁 目7番1号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 楠橋市民セ ンター	楠橋まちづくり 協議会 会長 月守 博	北九州市八幡西 区馬場山緑7番 41号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 熊西市民セ ンター	熊西まちづくり 協議会 会長 尾石成人	北九州市八幡西 区幸神四丁目3 番1号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 黒畑市民セ ンター	黒畑校区まちづ くり協議会 会 長 松永富士雄	北九州市八幡西 区幸神三丁目4 番3号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 黒崎市民セ	黒崎まちづくり 協議会 会長	北九州市八幡西 区藤田四丁目1	令和7年4月1日か ら令和8年3月31

ンター	平山 祿祐	番 1 号	日まで
北九州市立 上津役市民 センター	上津役まちづくり協議会 会長 松永一男	北九州市八幡西 区上の原二丁目 2 番 1 6 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 木屋瀬市民 センター	木屋瀬校区まち づくり協議会 会長 福原 武	北九州市八幡西 区木屋瀬東一丁 目 1 2 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 陣原市民セ ンター	陣原まちづくり 協議会 会長 秋吉泰志	北九州市八幡西 区陣原三丁目 2 3 番 9 - 1 0 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 竹末市民セ ンター	竹末まちづくり 協議会 会長 太田正雄	北九州市八幡西 区若葉一丁目 7 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 千代市民セ ンター	千代まちづくり 協議会 会長 蘆井謙治	北九州市八幡西 区千代二丁目 2 7 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 筒井市民セ ンター	筒井まちづくり 協議会 会長 田中敏博	北九州市八幡西 区山寺町 6 番 3 0 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 塔野市民セ ンター	塔野まちづくり 協議会 会長 有本好男	北九州市八幡西 区塔野一丁目 3 番 2 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 中尾市民セ ンター	中尾まちづくり 協議会 会長 桑園英樹	北九州市八幡西 区三ヶ森四丁目 6 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 鳴水市民セ ンター	鳴水まちづくり 協議会 会長 向井浩義	北九州市八幡西 区東鳴水二丁目 4 番 1 6 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 則松市民セ ンター	則松まちづくり 協議会 会長 梶原静夫	北九州市八幡西 区則松二丁目 9 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 引野市民セ ンター	引野まちづくり 協議会 会長 野中悦子	北九州市八幡西 区別所町 9 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 星ヶ丘市民 センター	星ヶ丘校区まち づくり協議会 会長 黒岩文人	北九州市八幡西 区大字笹田 9 2 0 番地 8	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 本城市民セ ンター	本城校区まちづ くり協議会 会 長 仲賢六郎	北九州市八幡西 区本城一丁目 1 5 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立 光貞市民セ ンター	光貞まちづくり 協議会 会長 篠原廣一郎	北九州市八幡西 区浅川学園台二 丁目 2 3 番 2 号	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 3 1 日まで

北九州市立 八児市民セ ンター	八児まちづくり 協議会 会長 宇高秀三	北九州市八幡西 区町上津役東一 丁目17番1号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 八枝市民セ ンター	八枝まちづくり 協議会 会長 浦濱恵介	北九州市八幡西 区八枝三丁目8 番1号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 浅生市民セ ンター	浅生まちづくり 協議会 会長 隈井孝義	北九州市戸畑区 浅生二丁目13 番7号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 一枝市民セ ンター	一枝まちづくり 協議会 会長 堀渕 正	北九州市戸畑区 一枝一丁目8番 1号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 大谷市民セ ンター	大谷まちづくり 協議会 会長 石坂幸三	北九州市戸畑区 東大谷二丁目2 番44号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 鞆ヶ谷市民 センター	鞆ヶ谷まちづく り協議会 会長 大永直樹	北九州市戸畑区 西鞆ヶ谷町3番 17号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 沢見市民セ ンター	沢見まちづくり 協議会 会長 橋本民夫	北九州市戸畑区 小芝二丁目1番 4号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 三六市民セ ンター	三六地区まちづ くり協議会 会 長 井手國昭	北九州市戸畑区 小芝三丁目12 番2号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 天籟寺市民 センター	天籟寺まちづく り協議会 会長 白石幸晴	北九州市戸畑区 夜宮二丁目4番 15号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 中原市民セ ンター	中原校区まちづ くり協議会 会 長 竹内万司	北九州市戸畑区 中原西三丁目2 番1号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 西戸畑市民 センター	西戸畑まちづく り協議会 会長 今泉孝子	北九州市戸畑区 南鳥旗町3番1 7号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 東戸畑市民 センター	東戸畑まちづく り協議会 会長 廣松克美	北九州市戸畑区 千防三丁目1番 12号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 牧山市民セ ンター	牧山まちづくり 協議会 会長 横田健治	北九州市戸畑区 牧山四丁目1番 22号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで
北九州市立 牧山東市民 センター	牧山東まちづく り協議会 会長 篠原伸憲	北九州市戸畑区 新川町3番25 号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで

北九州市告示第 2 1 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 医科（精神通院医療）

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指 定 年 月 日
八幡医師会立はっちい 診療所	北九州市八幡東区平野二丁目 1 番 1 号	令 和 7 年 5 月 1 日
ホームクリニック	北九州市門司区風師三丁目 1 番 4 4 号	令 和 7 年 5 月 1 日

2 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指 定 年 月 日
ウエルシアプラス薬局 小倉貫店	北九州市小倉南区下貫二丁目 1 番 1 0 号	令 和 7 年 5 月 1 日
らら薬局室町店	北九州市小倉北区室町二丁目 5 番 1 号カーニープレイス小倉 3 0 2 号	令 和 7 年 5 月 1 日
とばた調剤薬局	北九州市戸畑区沢見二丁目 6 番 2 9 号	令 和 7 年 5 月 1 日

3 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション ぷれあ	北九州市八幡西区則松一丁目 3 番 1 1 号プラゾオリジン A 1 0 2 号 室	令 和 7 年 5 月 1 日
ウィーブ訪問看護ステ ーション	北九州市八幡西区鷹の巣三丁目 8 番 2 9 号	令 和 7 年 5 月 1 日

訪問看護ステーション びり〜ぶ	北九州市小倉南区志井四丁目 1 2 番 1 号	令和 7 年 5 月 1 日
訪問看護ステーション C o p l ē	北九州市若松区浜町二丁目 7 番 6 号	令和 7 年 5 月 1 日

北九州市告示第 2 1 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 6 9 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更

指定自立支援医療機関 の名称		指定自立支援医療機関の所在地	変 更 年 月 日
旧	さわやか薬局	北九州市八幡西区萩原一丁目 1 0 番 6 号	令 和 7 年 5 月 1 日
新	大賀薬局萩原店		

北九州市告示第 2 2 0 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州市立食肉センターにおける手数料及び使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 5 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州食肉センター企業組合	北九州市小倉北区末広二丁目 3 番 7 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 2 1 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州市立総合農事センターの生産物の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 5 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社ワールドインテック	北九州市小倉北区大手町 1 1 番 2 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第 3 0 0 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

（１） 購入品目及び数量

水槽付消防ポンプ自動車 3 台

（２） 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

（３） 履行期限 令和 9 年 3 月 2 6 日

（４） 納入場所 北九州市小倉北区東港一丁目 2 番 5 号

北九州市消防訓練研修センター

（５） 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

（６） 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

（１） この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第 1 章 1 - 2（２）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（２） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、平成27年4月1日以降に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）からの発注に対し、納入実績（シャーシ又は架装のみの納入実績は除く。以下同じ。）があること又は納入実績があるメーカーと代理店契約を締結していること。
- (4) 物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適切かつ迅速に行える体制が整備されていること。
- (5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年5月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和7年6月11日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月12日の午前9時から午前10時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法に

より交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和7年5月21日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月22日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和7年5月22日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和7年5月30日から同年6月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月12日午前9時から午前10時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和7年6月11日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和7年6月12日午前10時10分

6 契約の締結

(1) この競争入札に係る契約による物品の調達、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第3条の規定により市議会の議決に付さなければならない動産の買入れであるため、落札の決定後、市議会の議決を得たときに本契約としての効力を有する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結する。

なお、市議会で議決されなかった場合は、本契約を締結しない。この場合、市は、本契約を締結しないことによる補償は行わない。

(2) この競争入札の落札者は、落札の決定後、5日以内に市と仮契約を締結しなければならない。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とす

る。

- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

- (8) 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Product and Quantity

Purchase of Fire pumper with tank

Quantity: 3 units

- (2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

10:00a.m., June 12, 2025

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., June 11, 2025

- (3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu
1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2017

北九州市公告第 3 0 1 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

（１） 購入品目及び数量

救助工作車（Ⅱ型） 1 台

（２） 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

（３） 履行期限 令和 9 年 3 月 2 6 日

（４） 納入場所 北九州市小倉北区東港一丁目 2 番 5 号

北九州市消防訓練研修センター

（５） 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

（６） 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

（１） この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第 1 章 1 - 2（２）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（２） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする購入品目について、平成27年4月1日以降に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）からの発注に対し、納入実績（シャーシ又は架装のみの納入実績は除く。以下同じ。）があること又は納入実績があるメーカーと代理店契約を締結していること。
- (4) 物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適正かつ迅速に行える体制が整備されていること。
- (5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年5月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和7年6月11日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月12日の午前9時から午前10時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無

償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和7年5月21日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月22日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和7年5月22日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和7年5月30日から同年6月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月12日午前9時から午前10時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和7年6月11日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和7年6月12日午前10時10分

6 契約の締結

- (1) この競争入札に係る契約による物品の調達は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第3条の規定により市議会の議決に付さなければならない動産の買入れであるため、落札の決定後、市議会の議決を得たときに本契約としての効力を有する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結する。

なお、市議会で議決されなかった場合は、本契約を締結しない。この場合、本市は、本契約を締結しないことによる補償は行わない。

- (2) この競争入札の落札者は、落札の決定後、5日以内に市と仮契約を締結しなければならない。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

8 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Rescue truck type II

Quantity: 1 unit

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

10:00a.m., June 12, 2025

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., June 11, 2025

(3) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2017

北九州市公告第 302 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

30メートル級はしご付消防自動車 1 台

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 令和 9 年 3 月 26 日

(4) 納入場所 北九州市小倉北区東港一丁目 2 番 5 号

北九州市消防訓練研修センター

(5) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(6) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第 1 章 1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする購入品目について、平成27年4月1日以降に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）からの発注に対し、納入実績（シャーシ又は架装のみの納入実績は除く。以下同じ。）があること又は納入実績があるメーカーと代理店契約を締結していること。
- (4) 物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適切かつ迅速に行える体制が整備されていること。
- (5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年5月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和7年6月11日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月12日の午前9時から午前10時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無

償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和7年5月21日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月22日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和7年5月22日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和7年5月30日から同年6月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月12日午前9時から午前10時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和7年6月11日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和7年6月12日午前10時10分

6 契約の締結

- (1) この競争入札に係る契約による物品の調達は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第3条の規定により市議会の議決に付さなければならない動産の買入れであるため、落札の決定後、市議会の議決を得たときに本契約としての効力を有する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結する。

なお、市議会で議決されなかった場合は、本契約を締結しない。この場合、市は、本契約を締結しないことによる補償は行わない。

- (2) この競争入札の落札者は、落札の決定後、5日以内に市と仮契約を締結しなければならない。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

(8) 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of 30 m class Aerial ladder

Quantity: 1 unit

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

10:00a.m., June 12, 2025

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., June 11, 2025

(3) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2017

北九州市公告第 3 0 3 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

（１） 購入品目及び数量

化学消防ポンプ自動車 1 台

（２） 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

（３） 履行期限 令和 9 年 3 月 2 6 日

（４） 納入場所 北九州市小倉北区東港一丁目 2 番 5 号

北九州市消防訓練研修センター

（５） 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

（６） 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

（１） この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第 1 章 1 - 2（２）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（２） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、平成27年4月1日以降に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）からの発注に対し、納入実績（シャーシ又は架装のみの納入実績は除く。以下同じ。）があること又は納入実績があるメーカーと代理店契約を締結していること。
- (4) 物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適切かつ迅速に行える体制が整備されていること。
- (5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年5月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和7年6月11日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月12日の午前9時から午前10時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法に

より交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和7年5月21日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月22日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和7年5月22日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和7年5月30日から同年6月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月12日午前9時から午前10時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和7年6月11日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和7年6月12日午前10時10分

6 契約の締結

(1) この競争入札に係る契約による物品の調達、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第3条の規定により市議会の議決に付さなければならない動産の買入れであるため、落札の決定後、市議会の議決を得たときに本契約としての効力を有する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結する。

なお、市議会で議決されなかった場合は、本契約を締結しない。この場合、市は、本契約を締結しないことによる補償は行わない。

(2) この競争入札の落札者は、落札の決定後、5日以内に市と仮契約を締結しなければならない。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とす

る。

- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

- (8) 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Product and Quantity

Purchase of Chemical fire pumper type IV

Quantity: 1 unit

- (2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

10:00a.m., June 12, 2025

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., June 11, 2025

- (3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu
1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2017

北九州市公告第 3 0 4 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

（１） 購入品目及び数量

高規格救急自動車（更新） 4 台

高規格救急自動車（新規） 2 台

（２） 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

（３） 履行期限 令和 8 年 2 月 6 日

（４） 納入場所 北九州市小倉北区東港一丁目 2 番 5 号

北九州市消防訓練研修センター

（５） 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

（６） 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

（１） この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第 1 章 1 - 2（２）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（２） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないもの

とする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適正かつ迅速に行える体制が整備されていること。
- (4) 高度管理医療機器等の販売業許可を受けていること。
- (5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年5月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和7年6月11日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月12日の午前9時から午前10時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和7年5月21日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月22日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和7年5月22日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和7年5月30日から同年6月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月12日午前9時から午前10時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和7年6月11日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和7年6月12日午前10時10分

6 契約の締結

- (1) この競争入札に係る契約による物品の調達は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第3条の規定により市議会の議決に付さなければならない動産の買入れであるため、落札の決定後、市議会の議決を得たときに本契約としての効力を有する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結する。

なお、市議会で議決されなかった場合は、本契約を締結しない。この場合、市は、本契約を締結しないことによる補償は行わない。

- (2) この競争入札の落札者は、落札の決定後、5日以内に市と仮契約を締結しなければならない。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒 8 0 3 - 8 5 0 1 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 0 1 7

8 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of High standard ambulance

Quantity: 6 units

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

10:00a.m., June 12, 2025

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., June 11, 2025

(3) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2017

北九州市公告第 3 0 5 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

（１） 購入品目及び数量

普通消防ポンプ自動車（非常備用） 4 台

（２） 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

（３） 履行期限 令和 8 年 3 月 3 1 日

（４） 納入場所 北九州市小倉北区東港一丁目 2 番 5 号

北九州市消防訓練研修センター

（５） 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

（６） 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

（１） この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第 1 章 1 - 2（２）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（２） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする購入品目について、平成27年4月1日以降に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）からの発注に対し、納入実績（シャーシ又は架装のみの納入実績は除く。以下同じ。）があること又は納入実績があるメーカーと代理店契約を締結していること。
- (4) 物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適正かつ迅速に行える体制が整備されていること。
- (5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年5月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和7年6月11日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月12日の午前9時から午前10時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無

償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和7年5月21日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月22日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和7年5月22日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和7年5月30日から同年6月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月12日午前9時から午前10時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和7年6月11日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和7年6月12日午前10時10分

6 契約の締結

- (1) この競争入札に係る契約による物品の調達は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第3条の規定により市議会の議決に付さなければならない動産の買入れであるため、落札の決定後、市議会の議決を得たときに本契約としての効力を有する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結する。

なお、市議会で議決されなかった場合は、本契約を締結しない。この場合、市は、本契約を締結しないことによる補償は行わない。

- (2) この競争入札の落札者は、落札の決定後、5日以内に市と仮契約を締結しなければならない。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

8 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Fire pumper for volunteer fire corps

Quantity: 4 units

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

10:00a.m., June 12, 2025

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., June 11, 2025

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu
1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2017

北九州市公告第 3 0 6 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

（１） 購入品目及び数量

プラスチック収集用指定袋 4 3 0 万枚

（２） 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

（３） 履行期限 令和 8 年 1 月 3 0 日

（４） 納入場所 市の指示する場所

（５） 最初の契約に係る入札公告日 令和 6 年 1 0 月 2 3 日

（６） 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

（７） 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

（１） この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第 1 章 1 - 2（２）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（２） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告日以前の5年間に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）又は北九州市の政策連携団体及びこれに準じる団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（納入数量の合計が86万枚以上であるものに限る。）があること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年5月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 期間 この公告の日から令和7年6月11日まで（日曜日等を除く。）

）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月12日の午前9時から午前10時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和7年5月21日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月22日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和7年5月22日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和7年5月30日から同年6月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月12日午前9時から午前10時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和7年6月11日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和7年6月12日午前10時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Clear plastic bag for plastic

Quantity: 4,300,000 sheets

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

10:00a.m., June 12, 2025

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., June 11, 2025

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu
1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2017

北九州市上下水道局告示第 22 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第 25 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 1 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
J－081	株式会社唐和建設工業	松田育雄	北九州市門司区 大字大積 7 2 5 番地 3 1	令和 7 年 5 月 1 日
M－196	株式会社 M e g u m i	境目 恵	北九州市小倉南 区徳力一丁目 9 番 2 1 号	令和 7 年 5 月 1 日
F－245	株式会社 D U N K	三浦大輔	福岡県糟屋郡志 免町南里 2－2 0－9	令和 7 年 5 月 1 日
F－246	株式会社創和	武友久恵	福岡市南区長丘 五丁目 7 番 8－ 1 0 1 号	令和 7 年 5 月 1 日

北九州市上下水道局告示第 23 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 7 の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年北九州市水道局管理規程第 7 号）第 4 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 1 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	廃止年月日
K-054	太田工業	太田徹臣	北九州市小倉北 区中井一丁目 1 番 29 号	令和 7 年 4 月 5 日

北九州市公営競技局管理規程第 7 号

北九州市モーターボート競走制裁審議会議事規程を廃止する規程を次のように定める。

令和 7 年 5 月 1 日

北九州市公営競技局長 春日 伸 一

北九州市モーターボート競走制裁審議会議事規程を廃止する規程

北九州市モーターボート競走制裁審議会議事規程（平成 30 年北九州市公営競技局管理規程第 34 号）は、廃止する。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第 8 号

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程を次のように定める。

令和 7 年 5 月 1 日

北九州市公営競技局長 春 日 伸 一

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程（平成 3 0 年北九州市公営競技局管理規程第 3 1 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）

第 2 章 競走執行委員

第 1 節 通則（第 7 条・第 8 条）

第 2 節 競走執行委員長及び競走執行副委員長（第 9 条）

第 3 節 競走場の執行委員（第 1 0 条－第 1 9 条）

第 4 節 場外発売場の執行委員（第 2 0 条－第 2 3 条）

第 3 章 実施要綱（第 2 4 条－第 3 0 条）

第 4 章 出場申込み（第 3 1 条－第 3 5 条）

第 5 章 競走の実施

第 1 節 前日検査（第 3 6 条－第 3 8 条）

第 2 節 出場する選手、ボート及びモーターの確定（第 3 9 条－第 4 1 条）

第 3 節 展示航走、発走及び審判（第 4 2 条－第 4 5 条）

第 4 節 競走の延期等（第 4 6 条・第 4 7 条）

第 5 節 番組編成（第 4 8 条・第 4 9 条）

第 6 章 入場者及び入場料（第 5 0 条－第 5 3 条）

第 7 章 勝舟投票法、舟券の発売並びに払戻金及び返還金の交付（第 5 4 条－第 6 8 条）

第 8 章 競走場等内の取締り等（第 6 9 条－第 7 1 条）

第 9 章 制裁及び異議申立て

第 1 節 制裁（第 7 2 条－第 7 7 条）

第 2 節 異議申立て（第 7 8 条・第 7 9 条）

第 1 0 章 雑則（第 8 0 条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 北九州市（以下「市」という。）がモーターボート競走法（昭和 2 6

年法律第242号。（以下「法」という。）に基づいて施行するモーターボート競走（以下「競走」という。）は、法並びにモーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号。以下「施行規則」という。）及びボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則（昭和26年運輸省令第77号。以下「登録規則」という。）並びに北九州市モーターボート競走実施条例（昭和39年北九州市条例第62号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより行う。

（競走の呼称及び競走場）

第2条 市が行う競走は、年度第 回北九州市営モーターボート競走と称し、法第4条第1項に基づき許可を受けたモーターボート競走場（以下「競走場」という。）において開催する。

（実施要綱）

第3条 競走開催について必要な事項は、その都度実施要綱で定める。

（天災地変等の場合の措置）

第4条 市は、天災地変その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ公表した競走開催の日若しくは競走の順序を変更し、又は競走を取りやめることができる。

2 施行規則第16条第2項の規定により競走の開催日を変更しようとする場合であって、変更しようとする日が第37条第1項に規定する前日検査の日に当たるときは、変更しないものとする。

（事務の委託）

第5条 市は、法第3条に定めるところにより、次に掲げる事務を他の地方公共団体、法第32条第1項の競走実施機関として指定を受けた一般財団法人日本モーターボート競走会（以下「競走会」という。）又は私人（第1号に掲げる事務にあつては、競走会に限る。）に委託することができる。

（1） 法第3条第1号に掲げる事務（以下「競技関係事務」という。）

（2） 法第3条第2号に掲げる事務（以下「勝舟投票券（以下「舟券」という。）の発売等に関する事務」という。）

（3） 法第3条第3号に掲げる事務（前2号に掲げる事務以外の競走の実施に関する事務であつて、施行規則第4条に定める施行者固有事務を除くもの。以下「その他競走実施事務」という。）

2 前項に規定する委託の内容は、その都度委託契約によって定める。

3 委託の相手方が私人である場合にあつては、北九州市公営競技事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるところにより、委託契約を締結しなければならない。

(公示の方法)

第6条 この規程に係る事項の公示は、北九州市公報、北九州市モーターボート競走出走表（以下「出走表」という。）又は場内掲示をもって行う。

第2章 競走執行委員

第1節 通則

(競走執行委員)

第7条 市は、競走場における競走の実施に関する事務を執行させるため、次に掲げる競走執行委員（以下「執行委員」という。）を置く。

- (1) 競走執行委員長
- (2) 競走執行副委員長
- (3) 総務委員
- (4) 番組編成委員
- (5) 審判委員長
- (6) 審判委員
- (7) 競技委員長
- (8) 検査委員
- (9) 管理委員
- (10) 整備委員
- (11) 投票委員
- (12) 警備委員

2 市は、場外発売場における競走の実施に関する事務を執行させるため、次に掲げる執行委員を置く。

- (1) 場外発売場長
- (2) 場外発売副場長
- (3) 総務委員
- (4) 投票委員
- (5) 警備委員

3 執行委員は、管理者が任命し、又は委嘱する。

4 各執行委員の数は、1名又は数名とし、執行委員の職務を補助させるため、競走執行委員長、競走執行副委員長、場外発売場長及び場外発売副場長を除き、所要の執行員を置くことができる。

5 執行委員及び執行員の職務執行については、この規程に定めるもののほか競走執行委員長が定める。

6 執行委員及び執行員の構成は、別表第1のとおりとする。

(執行委員の任命等)

第8条 前条第1項各号の執行委員のうち、競走執行委員長には市の職員を充て、競走執行副委員長には1名は市の職員を充てる。

2 前項に定めるもののほか、各執行委員には、それぞれ1名以上は、市の職員を充てる。ただし、市が第5条の規定により、法第3条の規定に基づく事務の委託をしたときは、次のとおり取り扱う。

(1) 競技関係事務を執行する執行委員（前条第1項第5号から第9号までに掲げるものに限る。）には、競走会の役職員を充てる。

(2) 舟券の発売等に関する事務又はその他競走実施事務を執行する執行委員には、市の職員又は当該事務の受託者（法人の場合にあっては、その法人の役職員）を充てる。

第2節 競走執行委員長及び競走執行副委員長

（競走執行委員長等）

第9条 競走執行委員長は、競走の公正及び安全を旨とし、競走の開催に関し、一切の責に任じ、かつ、各執行委員の職務執行を統括する。

2 競走執行副委員長は、競走執行委員長を補佐し、競走執行委員長に事故があるときはその職務を代理する。

第3節 競走場の執行委員

（総務委員）

第10条 総務委員は、競走場における各執行委員間の連絡調整及び他の執行委員の所掌に属さない事項をつかさどる。

2 総務委員の職務執行を補助するため、総務員を置く。

（番組編成委員）

第11条 番組編成委員は、番組の編成に関する事項をつかさどる。

2 番組編成委員の職務執行を補助するため、番組編成員を置く。

（審判委員長）

第12条 審判委員長は、審判委員を指揮して審判に関する事項をつかさどる。

（審判委員）

第13条 審判委員は、次に掲げる事項をつかさどる。

(1) 出走資格、失格及び着順の判定に関すること。

(2) 勝舟の決定に関すること。

(3) 第4着までのモーターボートの所要時間の判定に関すること。

2 審判委員の職務執行を補助するため、次に掲げる執行員を置く。

(1) 審判放送員

(2) 記録員

(競技委員長)

第14条 競技委員長は、検査委員、管理委員及び整備委員を指揮して競技の運営に関する事項をつかさどる。

(検査委員)

第15条 検査委員は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 出場選手の身体検査に関する事。
- (2) 出場するボート及びモーターの検査に関する事。

2 検査委員の職務執行を補助するため、検査員を置く。

(管理委員)

第16条 管理委員は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 選手、ボート及びモーターの出場及び管理に関する事。
- (2) 選手の救護に関する事。
- (3) 燃料の給付に関する事。

2 管理委員の職務執行を補助するため、次に掲げる執行員を置く。

- (1) 管理員
- (2) 救助員
- (3) 医務員

(整備委員)

第17条 整備委員は、出場するボート及びモーターの整備に関する事項をつかさどる。

2 整備委員の職務執行を補助するため、整備員を置く。

(投票委員)

第18条 投票委員は、競走場における次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 舟券の作成に関する事。
- (2) 舟券の発売に関する事。
- (3) 払戻金の額の算定に関する事。
- (4) 払戻金及び返還金の交付に関する事。
- (5) 前各号の事務に必要な設備の管理に関する事。

2 投票委員の職務執行を補助するため、相当数の投票員を置く。

(警備委員)

第19条 警備委員は、競走場における次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 入場者の整理に関する事。
- (2) 品位及び衛生の保持に関する事。
- (3) 競走に関する犯罪及び不正の防止に関する事。
- (4) 火災その他の災害の予防及びその応急措置に関する事。

(5) その他秩序を維持し、かつ、競走の公正及び安全を確保するために必要な措置に関すること。

2 警備委員の職務執行を補助するため、警備員を置く。

第4節 場外発売場の執行委員

(場外発売場長等)

第20条 場外発売場長は、場外発売場における各執行委員を指揮して、場外発売に関する事務を統括する。

2 場外発売副場長は、場外発売場長を補佐し、場外発売場長に事故があるときはその職務を代理する。

(総務委員)

第21条 総務委員は、場外発売場における各執行委員間の連絡調整及び他の執行委員の所掌に属さない事項をつかさどる。

2 総務委員の職務執行を補助するため、総務員を置く。

(投票委員)

第22条 投票委員は、場外発売場における次に掲げる事項をつかさどる。

(1) 舟券の作成に関すること。

(2) 舟券の発売に関すること。

(3) 払戻金及び返還金の交付に関すること。

(4) 前3号の事務に必要な設備の管理に関すること。

2 投票委員の職務執行を補助するため、相当数の投票員を置く。

(警備委員)

第23条 警備委員は、場外発売場における次に掲げる事項をつかさどる。

(1) 入場者の整理に関すること。

(2) 品位及び衛生の保持に関すること。

(3) 競走に関する犯罪及び不正の防止に関すること。

(4) 火災その他の災害の予防及びその応急措置に関すること。

(5) その他秩序を維持し、かつ、競走の公正及び安全を確保するために必要な措置に関すること。

2 警備委員の職務執行を補助するため、警備員を置く。

第3章 実施要綱

(実施要綱)

第24条 第3条に規定する実施要綱は、競走開催の都度定め、当該開催日の1週間前までに公表する。

2 実施要綱には、次に掲げる事項を定める。

(1) 競走の開催の日時及び場所

- (2) 勝舟投票法の種類並びに舟券の発売等の用に供する設備（以下「投票関係設備」という。）の設置場所及び設置数
- (3) 出場選手数及び選手名
- (4) 競走の種類
- (5) 市が交付する賞金、賞品及び完走手当等（以下「賞金等」という。）の種類
- (6) 競走の条件
- (7) その他必要な事項

3 前項各号に定める事項に変更が生じたときは、速やかにこれを公表する。
（競走の種類）

第25条 競走の種類は、ボート、モーター及び競走の距離を組み合わせ、これを区分する。
（競走の距離）

第26条 競走の距離は、1, 200メートル以上とし、競走ごとに定める。
（出走回数）

第27条 選手、ボート及びモーターの出走回数は、1日2回以内とする。
（賞金等の交付）

第28条 市以外の者が交付する賞金等の交付については、競走執行委員長がこれを定める。

2 競走において2隻以上のモーターボートが同時にゴールに達したときは、これを同着とし、賞金等は、その着順から同着となったモーターボートの数に相当する着順までに交付すべき賞金等の合計を、同着となったモーターボートの数に等分して選手に交付する。ただし、分割することのできない場合の交付方法は、競走執行委員長が定める。
（賞金等の留保）

第29条 市は、着順が確定した後、第76条第3号の規定に該当した疑い、又は競走会が法第34条第1項に基づき定める競走実施業務規程（以下「競走実施業務規程」という。）のうちのモーターボート競走競技規程（以下「競技規程」という。）第6条の規定に違反した疑いがあると競走執行委員長が認めた選手に対し、市が交付する当該競走における全ての賞金等の授与を留保することができる。

2 市は、第74条に定める制裁審議会において前項に規定する行為が明らかであると認定した選手に対しては、市が交付する当該競走における全ての賞金等は授与しないものとする。

3 前項の場合において、既に賞金等が授与されている当該選手は、管理者が

指定する期日までに賞金等を市に返還しなければならない。

（賞金等の留保の準用）

第30条 前条の規定は、市以外の者が交付する賞金等の交付について準用する。この場合において、「市」及び「管理者」とあるのは、「市以外の者」と読み替えるものとする。

第4章 出場申込み

（選手の出場手続）

第31条 管理者から出場のあっせん通知を受けた選手が、次項に定める期限までに次項に定める手続をしないときは、管理者及び競走会に当該競走に出場する手続をしたものとみなす。

2 やむを得ない理由により当該競走に出場できない選手は、競走実施業務規程のうちの選手出場あっせん規程（以下「あっせん規程」という。）に定めるところにより、指定された期限までに管理者及び競走会に当該競走に出場できない旨を届け出なければならない。

（ボート及びモーターの申込み）

第32条 競走に出場しようとするボート及びモーターの所有者は、出場申込書にボート及びモーターの製造者名、登録番号、種類、名称及び級別を記載して管理者に申し込まなければならない。

（選手の出場取消しの禁止等）

第33条 競走に出場する選手は、実施要綱に変更が生じたときを除いては、当該競走の出場を取り消すことができない。ただし、管理者及び競走会が出場することができないと認める相当の理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該選手は、あっせん規程に定めるところにより、管理者及び競走会に当該競走の出場を取り消す旨を届け出なければならない。

（ボート及びモーターの出場取消しの禁止等）

第34条 競走に出場するボート及びモーターの所有者は、実施要綱に変更が生じたときを除いては、当該競走の出場を取り消すことができない。ただし、管理者が出場することができないと認める相当の理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該ボート及びモーターの所有者は、指定された期限までに当該理由を付した書面をもって管理者に届け出なければならない。

（使用燃料）

第35条 選手は、競走会が別に定める燃料を競走に使用しなければならない

。

第5章 競走の実施

第1節 前日検査

(参加等)

第36条 競走に出場する選手は、管理者が指定した日時までに、管理者が指定した場所に到着しなければならない。

2 競走に出場するボート及びモーターの所有者は、管理者が指定した日時までに、登録されたボート及びモーターを準備し、管理者が指定した場所に到着しなければならない。

(前日検査)

第37条 競走に出場する選手、ボート及びモーターは、競走実施業務規程のうちのモーターボート競走競技検査規程（以下「検査規程」という。）第3条、第4条又は第8条の規定に基づき検査委員の検査を受けなければならない。

2 検査委員は、前項の規定による検査の結果を選手並びにボート及びモーターの所有者に通知するとともに競技委員長に報告するものとする。

(出場の停止)

第38条 前条第1項の検査において、次の各号のいずれかに該当した場合は、競技委員長は、当該選手又はボート若しくはモーターの所有者に対し、当該開催競走の出場停止を命ずることができる。

(1) 選手、ボート又はモーターが登録規則の定めるところにより登録されたものでなかったとき。

(2) 選手の健康状態が競走に耐えられないと認められたとき。

(3) ボート又はモーターにおいて、出場申込書の記載事項と相違する事項があったとき。

(4) その他競走の公正又は安全を害するおそれがあると認めたとき。

第2節 出場する選手、ボート及びモーターの確定

(発走前の検査)

第39条 競走に出場する選手、ボート及びモーターは、競技委員長が指定する時間までに、競技委員長が指定する場所に到着し、検査規程第7条又は第9条の規定に基づき検査委員の検査を受けなければならない。

2 1日に2回の競走に出場しようとする選手、ボート及びモーターは、検査規程第7条第1号並びに第9条第2号及び第3号を除き、一括して検査を受けることができる。

(発走前の検査報告及び出場停止)

第40条 検査委員は、前条の検査の結果を競技委員長に報告するものとする。

2 競技委員長は、前項の規定により報告のあった選手、ボート又はモーターについて、競走の公正かつ安全を確保する上で支障があると認めたときは、その回の競走への出場を停止するものとする。

(出場選手等の確定)

第41条 競技委員長は、前条第1項に規定する検査の結果の報告を受けたときは、競走に出場する選手、ボート及びモーターを確定する。

第3節 展示航走、発走及び審判

(展示航走)

第42条 競技委員長は、選手に当該選手の使用するボート及びモーターで展示航走を行わせなければならない。

(発走)

第43条 発走は、フライングスタートにより行う。

(競走の中止及び再競走)

第44条 審判委員長は、発走に事故（電子式判定装置、発走信号用時計等の故障その他物理的な事故をいう。）が生じたときは、当該競走を中止する。ただし、事故原因が速やかに改善されたときは、競走執行委員長の判断により再競走を行うことができる。

(出走資格の喪失又は失格)

第45条 審判委員長は、モーターボートが出走資格を喪失し、又は失格となったときは、当該競走の勝舟が決定するまでにこの旨を宣告しなければならない。

第4節 競走の延期等

(競走の延期又は中止)

第46条 競走執行委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、競走を延期し、又は中止することができる。

(1) 非常事態が生じ、競走を実施することができないとき。

(2) 天候の急変等により公正又は安全な競走を実施することができないとき。

(事故の調査及び報告)

第47条 検査委員は、モーターボートが次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに原因を調査し、その結果を競技委員長及び審判委員長に報告しなければならない。

(1) 発走しなかったとき。

- (2) 完走しなかったとき。
- (3) 速度が著しく遅かったとき。
- (4) その他事故があったとき。

第5節 番組編成

(番組の決定及び公表)

第48条 番組編成委員は、第37条第1項の検査に合格した選手、ボート及びモーターについて、翌日の番組を編成する。

- 2 競走執行委員長は、前項に規定する編成に基づき翌日の番組を決定したときは、直ちに出走表により公表する。

第49条 番組編成委員は、当日の競走が終了した後、競技委員長が競走の出場に支障がないと認めた選手、ボート及びモーターについて、翌日の番組を編成する。

- 2 競走執行委員長は、前項に規定する編成に基づき翌日の番組を決定したときは、直ちに出走表により公表する。
- 3 前項に規定する出走表の公表の後、出場する選手、ボート及びモーターに変更が生じたときは、速やかに競走場及び場外発売場（以下「競走場等」という。）の一定の場所に掲示する。

第6章 入場者及び入場料

(入場料)

第50条 入場料の額は、1人につき条例第3条に定める額とする。

- 2 条例第3条ただし書の特に設けた観覧席の特別料金の額（消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。）は、別表第2のとおりとする。
- 3 管理者は、適当と認めるときは、前項に規定する特別料金を減額し、又は無料とすることができる。
- 4 別表第2のロイヤル席、東スタンド指定席、東スタンド2人用指定席、東スタンド4人用指定席及び東スタンド6人用指定席の特別料金（第2項の規定により減額された場合の特別料金を含む。次条第3項において同じ。）は、第46条の規定により競走が延期され、又は中止されたときは、その特別観覧席入場券と引換えに、当該日の特別観覧席入場者（第3項の規定により無料とされた者を除く。）に返還するものとする。

(入場券等)

第51条 入場券は、入場料を支払った者に交付する。ただし、入場者数を自動的に記録できる場合においては、入場券の交付を省略することができる。

- 2 徴収した入場料は、返還しない。
- 3 前条第2項に規定する特別料金を納めた者及び前条第3項の規定により特

別料金を無料とされた者に対しては、特別観覧席入場券を交付する。

(入場料を徴収しない者)

第52条 次に掲げる者については、入場料を徴収しない。

- (1) 国会議員及び市議会の議員
- (2) 競走に関する政府職員及び市職員
- (3) 競走会役職員
- (4) 選手
- (5) 競走に関し学識経験を有する者であつて管理者の定める者
- (6) 市が行う競走に関する報道関係者であつて管理者の定める者
- (7) 執行委員及び執行員
- (8) ボート及びモーターの所有者
- (9) 競走場の施設所有者
- (10) 警察職員及び消防職員
- (11) 前各号に掲げる者以外の者であつて管理者が競走の開催に関し必要と認める者

2 前項に定めるもののほか、法第9条の規定に基づき国土交通大臣の承認を受けた場合にあっては、入場料を徴収しない。

(記章等の交付)

第53条 競走の開催に係るある次に掲げる者が、その事務に従事しようとするときは、記章、腕章又は通行証を交付する。

- (1) 競走に関する政府職員及び市職員
- (2) 競走会役職員
- (3) 執行委員及び執行員
- (4) 選手
- (5) ボート及びモーターの所有者
- (6) 競走場の施設所有者
- (7) 警察職員及び消防職員
- (8) 報道関係者
- (9) 前各号に掲げる者以外の者であつて競走の開催に必要な者

2 前項第8号及び第9号に該当する者の範囲は、競走執行委員長が定める。

第7章 勝舟投票法、舟券の発売並びに払戻金及び返還金の交付

(勝舟投票法)

第54条 勝舟投票法は、単勝式勝舟投票法、複勝式勝舟投票法、連勝単式勝舟投票法及び連勝複式勝舟投票法の4種類とする。

2 勝舟投票法の種別は、次の各号に掲げる勝舟投票法の区分に応じ、それぞ

れ当該各号に掲げるものとする。

(1) 連勝単式勝舟投票法

ア 二連勝単式勝舟投票法

イ 三連勝単式勝舟投票法

(2) 連勝複式勝舟投票法

ア 普通二連勝複式勝舟投票法

イ 拡大二連勝複式勝舟投票法

ウ 三連勝複式勝舟投票法

(払戻率)

第55条 勝舟投票法の払戻率は、100分の75とする。

(舟券の発売)

第56条 舟券の券面金額は10円とし、舟券10枚分以上を1枚をもって代表する舟券を発売する。

(舟券)

第57条 舟券には、勝舟投票法の種類又は種別、主催者名、年度、回、日、当該競走場名（場外発売場にあつては当該場外発売場名）、競走番号、ボート番号、券面金額及び通番号（場外発売場にあつては、当該場外発売場における通番号）を記載するものとする。

2 市は、前項に規定する舟券の記載事項を記録し、60日間保存するものとし、払戻金又は返還金と引換えに収受した舟券は、90日間保存するものとする。

(舟券の発売方法)

第58条 舟券の発売は、競走場等内の投票関係設備において券面金額で発売する。ただし、北九州市モーターボート競走電話投票実施規程（平成30年公営競技局管理規程第32号）による発売（以下「電話投票」という。）は、この限りでない。

2 電話投票を実施するために必要な事項は、別に定めるところによる。

(競走番号の表示)

第59条 各投票関係設備には、当該投票関係設備で発売する舟券に係る競走番号を表示する。

(舟券の発売時間)

第60条 舟券の発売は、出走表を公表した時以降に開始し、モーターボートが発走する時までに締め切る。

(発売枚数の公示)

第61条 競走執行委員長は、舟券の発売を締め切ったときは、発売した勝舟

投票法の種類ごとに、ボート番号（連勝単式勝舟投票法及び連勝複式勝舟投票法にあっては、各組）別の舟券の発売枚数を、直ちにウェブサイトへ掲載するとともに、競走場等内に掲示する。

（勝舟の決定）

第62条 勝舟の決定は、勝舟投票法の種類ごとに施行規則第21条に定めるところによる。

（払戻金の公示）

第63条 勝舟投票法の種類ごとに、勝舟投票の的中者（勝舟投票の的中者がいないときは、当該競走における勝舟以外の出走したモーターボートに投票した者）に対して交付すべき払戻金の額は、当該舟券に係る競走が終了した後、速やかに競走場等の一定の場所に掲示する。

（返還金の交付）

第64条 舟券を発売した後、法第18条第1項から第5項までのいずれかの規定に該当する事由が生じたときは、その投票は、無効とし、舟券と引換えに返還金として交付する。

（払戻金及び返還金の交付場所）

第65条 払戻金及び返還金の交付は、競走場等内の投票関係設備又は管理者が指定する場所において行う。

（払戻金又は返還金の債権の時効）

第66条 払戻金又は返還金の債権は、これらを行使することができる時から60日間行使しないときは、時効によって消滅する。

（舟券の変更及び買戻しの禁止）

第67条 舟券を購入した者は、当該舟券に表示してある競走番号、ボート番号その他の事項の変更を要求し、又は第64条の規定による場合のほか、舟券の買戻しを請求することはできない。

（舟券の無効）

第68条 第57条第1項の規定により記載された文字が不明である舟券又は破損した舟券に対しては、払戻金又は返還金の交付は行わない。

第8章 競走場等内の取締り等

（入場禁止の範囲）

第69条 競走執行委員長及び警備委員は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

（1） 法第72条、第73条又は第75条から第77条までのいずれかの規定に該当する者又は該当した者

（2） 競走に関し不正の目的をもって執行委員、執行員又は選手に暴行若

しくは脅迫をし、又は財物その他の利益を与えることを約束した者

(3) 法第65条から第68条までのいずれかの規定に該当する者又はこれらの者に該当することとなるおそれがある者

(4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の違法行為を行うおそれがある者

(5) 競走の実施を妨げる行為をし、又はしようとした者

(6) 立入禁止場所に故なく立ち入った者

(7) 裸になり、泥酔し、みだりに高声を発する等品位を汚し、又は他人に迷惑となるような行為をした者

(8) 正当な手続を経ないで、又は指定された場所以外の場所において、飲食品又は物品の販売を行った者

(9) 正当な手続を経ないで、競走場等で広告物等を配布し、貼り付け、又は掲示した者

(10) 正当な手続を経ないで、競走場等で業として、又は対価を得て競走の予想をした者

(11) 正当な手続を経ないで、競走場等で業として払戻金の立替えを行った者

(12) 競走場等内で他人の舟券購入を妨害し、又は強制し、若しくは故なく干渉した者

(13) 警備委員又は警備員の指示に従わない者

(14) 自らの入場を拒否するよう申告を行った者

(15) 家族（舟券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じている疑いのある者と同居する親族（配偶者並びに6親等内の血族及び3親等内の姻族（成年者に限る。））その他市が別に定める者に限る。以下同じ。）から入場の拒否を希望する旨申告がなされ、市が舟券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じていると認めた者

(16) 前各号に掲げる者のほか競走の公正及び安全を害し、又は競走場等の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者

2 競走執行委員長及び警備委員が、前項第15号の規定により入場を拒否し、又は退場を命ずるときは、管理者は、あらかじめ、当該者及びその家族に対し、当該者の入場を拒否する旨及びその期間を通知する。

3 前項の規定による通知を受けた者は、これを不服とするときは、入場拒否が開始される日までに書面をもって管理者に対して意見を申し出ることができる。

（立入りの禁止）

第70条 次に掲げる者以外の者は、競技本部、選手控室、選手待機所、ボート及びモーターの格納庫、モーター整備場、燃料貯蔵庫並びに選手宿舎に立ち入ることができない。

- (1) 当該競走に出場する選手
- (2) 競走に関係する政府職員及び市職員
- (3) 競走会役職員
- (4) 執行委員及び執行員
- (5) 前各号に掲げる者以外の者であつて競走執行委員長が許可した者

2 前項の規定にかかわらず、当該競走に出場する選手は、ボート若しくはモーターの格納庫又は燃料貯蔵庫に立ち入るときは、競技委員長の許可を受けなければならない。

(立入禁止の場所)

第71条 審判室、競走執行委員長室、番組編成室、中央集計室及び現金を取り扱う投票関係設備を有する場所には、それぞれその事務に従事する者、競走監督官及び競走執行委員長が許可した者以外の者は、立ち入ることができない。

第9章 制裁及び異議申立て

第1節 制裁

(競技委員長による出場停止処分)

第72条 競技委員長は、競技の円滑な実施を確保するため、次の各号のいずれかに該当する選手に対し、当該開催競走の全部又は一部の出場停止を命ずることができる。

- (1) 第37条第1項又は第39条第1項の規定に違反したとき。
- (2) 競技規程第4条から第6条までの規定に違反したとき。
- (3) 競走会が定める選手管理規程に違反したとき。

(競走執行委員長による出場停止処分)

第73条 競走執行委員長は、競走の公正及び安全を確保するため、次の各号のいずれかに該当する選手に対し、当該開催競走の全部又は一部の出場停止を命ずることができる。この場合において、第2号又は第3号に該当する選手に対し、出場停止を命じようとするときは、競走会が別に定めるところによるものとする。

- (1) 執行委員の職務執行を妨害し、又はその指示に従わないとき。
- (2) 競技規程第3条の規定に違反し、又は同規程第4章の規定に該当し、若しくは違反したとき。
- (3) 競走会が定める待機行動実施細則に違反したとき。

(4) その他競走の公正又は安全を害する行為があると認めたとき。

(制裁審議会の設置)

第74条 市は、競走場等の秩序を維持し、又は競走の公正及び安全を確保するための必要な制裁に関する事項をつかさどらせるため、制裁審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第75条 審議会は、執行委員全員をもって組織する。

2 審議会の会長は、競走執行委員長を充てる。

(審議会の権限)

第76条 審議会は、次の各号のいずれかに該当する選手に対し、戒告し、又は1年以下の期間を限って市が開催する競走への出場停止を命ずることができる。

(1) 第36条第1項の規定に違反したとき。

(2) 第72条又は第73条の規定による処分を受けたとき。

(3) 競走に関し、不正の協定の申込みを受け、又はその協定を実行したとき。

(4) 競走に関し、不正の目的をもって財物その他の利益を受け、又は受けとることを約束したとき。

第77条 審議会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、市が行う競走に関与することを禁止し、競走場等への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1) 不正の目的をもって競走において選手の全能力を発揮させなかった者

(2) 競走に関し、不正の協定の申込みをした者

(3) 競走に関し、不正の目的をもって選手に対し、暴行し、脅迫し、又は財物その他の利益を与えることを約束した者

(4) 競走の開催又は執行委員の職務執行を妨害した者

第2節 異議申立て

(異議の申立て)

第78条 審議会の制裁を受けた選手は、これを不服とするときは、制裁の通告を受けた日から1箇月以内に書面又は口頭をもって管理者に対して異議の申立てを行うことができる。

(異議の裁定)

第79条 管理者は、異議を裁定したときは、直ちにその結果を異議を申し立てた選手及び審議会に通知する。

2 管理者は、前項に規定する裁定の結果、審議会の制裁が不適當であると認めたときは、審議会に対し、当該制裁について再検討を行うよう命ずることができる。

第 10 章 雑則

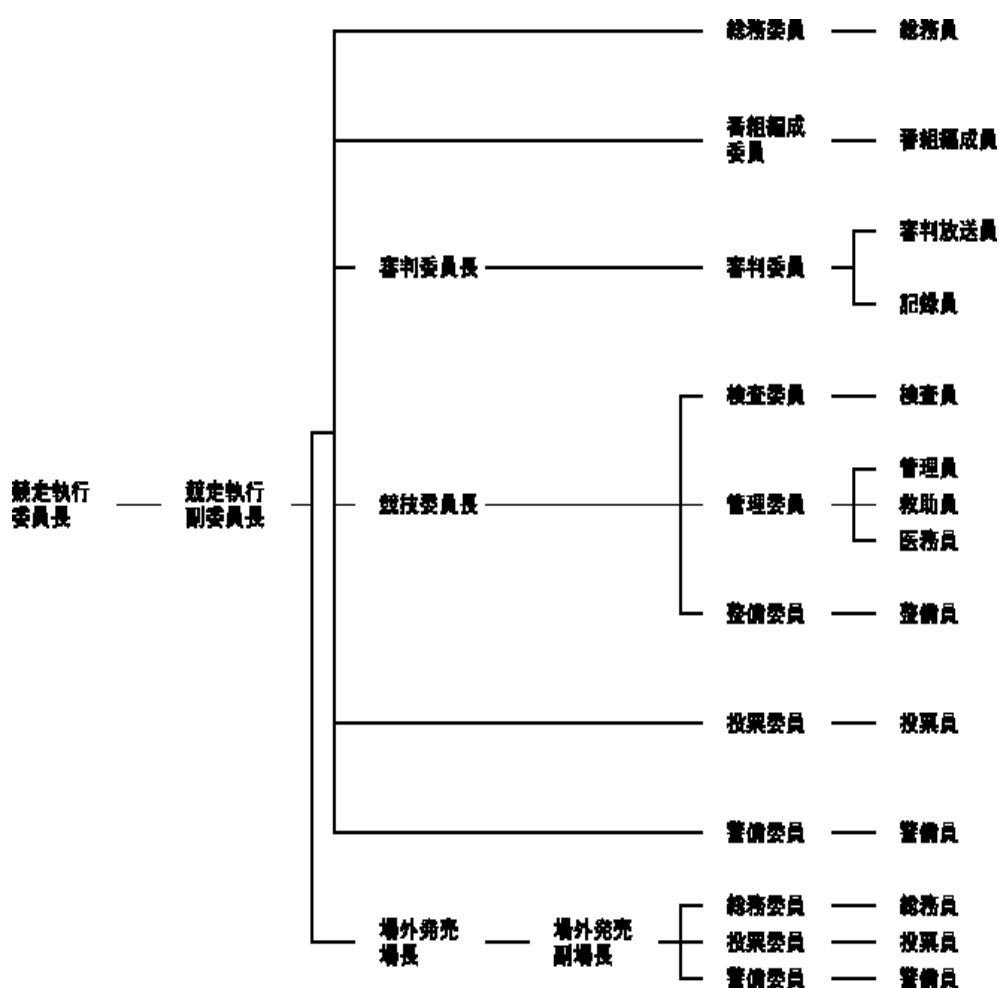
(施行の細目)

第 80 条 この規程に定めるもののほか、競走に関する細目については、競技規程、検査規程及びあっせん規程の定めるところによる。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 7 条関係)



別表第 2 (第 50 条関係)

区分	単位	特別料金の額	備考
ロイヤル席	1 席	1, 000 円	若松モーターボート競走場であっせん規程第 6 条第 1

			項第 1 号又は第 2 号に規定する競走を行う日に利用するときは、3,000 円
東スタンド指定席			
東スタンド 2 人用指定席		1,500 円	2 人まで利用できるものとする。
東スタンド 4 人用指定席		3,000 円	4 人まで利用できるものとする。
東スタンド 6 人用指定席		4,500 円	6 人まで利用できるものとする。
外向発売所指定席		1,000 円	
外向発売所 2 人用個室	1 室	1,500 円	2 人まで利用できるものとする。
外向発売所 4 人用個室		3,000 円	4 人まで利用できるものとする。
外向発売所 6 人用個室		4,500 円	6 人まで利用できるものとする。
外向発売所 2 人用特別個室		2,000 円	2 人まで利用できるものとする。
外向発売所 4 人用特別個室		4,000 円	4 人まで利用できるものとする。
ミニポートピア北九州メディアドーム指定席	1 席	1,000 円	午後 5 時以降に利用するときは、500 円
ミニポートピア北九州メディアドーム特別指定席		2,000 円	午後 5 時以降に利用するときは、1000 円